

様式第1号（第2条、第3条関係）

米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可申請書 年 月 日 特定非営利活動法人 ひだまり 様 団体の名称 申請者 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ）	
次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用の（変更）許可を申請します。	
使用の目的 （行事の名称）	
使用する日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用する場所	<input type="checkbox"/> 第1多目的広場 （ 全面 ・ 1面 ・ 2面 ） <input type="checkbox"/> 第2多目的広場 （ 全面 ・ 半面 ）
利用予定人員	人
使用する 附属設備及び 備付器具	<input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット（一般用） <input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット（ジュニア用） <input type="checkbox"/> コーナーフラッグ <input type="checkbox"/> ラグビーゴール・ゴール保護マット <input type="checkbox"/> ラインカー <input type="checkbox"/> ベンチ（ 台） <input type="checkbox"/> テント大（ 張） <input type="checkbox"/> テント小（ 張） <input type="checkbox"/> 得点板 <input type="checkbox"/> 審判用フラッグ <input type="checkbox"/> タイマー
使用責任者	住所
	氏名 （電話番号 ）
米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（の変更）を許可します。 年 月 日 非営利活動法人 ひだまり <span style="float: right;">印</span>	
許可条件	
使用料	円

審査請求・異議申立て・処分取消訴訟について

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

（地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する判決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（行政事件訴訟法第14条第2項本文）

（行政事件訴訟法第14条第2項本文）

使用料計算欄

全面・小中学生	820円×時間		テント大(6張)	300円×張×1.10	
全面・一般	1,650円×時間		テント小(3張)	200円×張×1.10	
部分・小中学生	270円×時間		ベンチ(24台)	50円×台×1.10	
部分・一般	550円×時間		小計 B		
小計 A			合計 A+B		